

# 行政の 焦点



ある労働者が労働条件の相談で監督署の窓口に訪れました。

上司の態度に対する不満や、退職しようと思っているが損害賠償を請求したいといった内容であり、あつせんに該当するもので、監督署内の総合労働相談コーナーに繫ぐべき相談かなと思いながら話を聞いていました。

すると、相談者は一通り、会社に対する不平不満を話した後に、「実は会社で作業中に怪我をして現在も労災を受給して

相談者としては、会社に対する不平不満の一つとして話をしたようであり、労災も受給しているので、あまり大きな問題とは考えていないようではしたが、監督署としては労災の報告書に虚偽の内容を記載したということの方が大きな問題でした。相談者に詳しく話を聞くと、法で定めた点検を行っていない機械で怪我

安全管理にも不満を持っていたため、監督署の事情聴取にも協力的であり、真実の災害の概要を詳しく話しました。そして、会社から提出された労働者死傷病報告を確認すると、相談者が虚偽であると申立てた災害発生状況が記載されていました。

早速、会社に調査に行くくと、当初は社長以下、虚偽の災害発生状況を申立て、労働者死傷病報告

# 虛偽の災害発生状況

いるが、労災の報告書に虚偽の災害発生状況を書かされた」と申立てまし

偽報告の疑いがあることを説明すると、相談者はもともと会社の労務管理

行わざ、その機械で怪我をしたと報告すると、法定点検を行つていないこ

止のための対策に真摯に取り組んでいただきたいと思います。

をしたところ、会社から  
それではまずいので、そ  
の機械を使用していない  
別の作業で災害が発生し  
たことにして欲しいと強  
く言われ、その時は労災  
扱いにして欲しいことも  
あり、災害発生状況を虚  
偽二にするに受け入れ

の内容が虚偽であること  
を否定していましたが、  
調査を重ねていくにつれ  
て、虚偽の災害発生状況  
の説明について辻棲が合  
わなくなることが多くな  
り、ついに災害発生状況  
が虚偽であることを認め  
ました。

いう事態に至つてしまひました。

いう事態に至つてしまひました。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）<052> 9661—8653